

第6期 第5回阪南市自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

開催日時	令和5年5月24日（水） 午後6時00分～
開催場所	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	<p>【委員】新川委員長、壬生副委員長、福岡委員、田中委員、佐渡委員 奥野委員、岡委員、木村委員、須藤委員 9人出席</p> <p>【市】 未来創生部 水口理事 政策共創室 藤原理事（兼）室長、御坊谷室長代理、岩下総括主査、根来総括主事</p>
傍聴人数	1人
議題	<p>○阪南市協働の指針（案）について</p> <p>○阪南市自治基本条例・阪南市市民参画手続条例に基づく取り組み状況調査について</p>
資料	<p>○資料1 阪南市協働の指針（案）</p> <p>○資料2 阪南市自治基本条例・市民参画手続条例に基づく取り組み状況</p>
会議	<p>あいさつ</p> <p>委員長 本日、ついに私たちの任期の中では大詰めになってきました。この2年間皆様方には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。本日がおそらく任期中で最後になると思いますが、皆様方と一緒に良い議論が多くできればと思っています。</p> <p>本市の自治基本条例をここまで大切にみんなで一緒に作っていくことができたこと、本当にありがたく思っています。私自身は条例制定の段階からここまで関わってきておりますが、この12年間条例が徐々に浸透し、そして、この条例を更に実質化するための関連する色々な条例や計画ができてきて、本市の活動の中に根付いてきております。この推進委員会を通じて、条例の定着や、あるいはその利活用の部分に貢献することができたのではないかと考えております。</p> <p>それでは早速ですが、議事進行に移りたいと思います。本日は、大きく2つ論点があります。まず阪南市協働の指針（案）について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【阪南市協働の指針（案）について】</p> <p>事務局 資料1に基づき、協働の指針の作成経緯、阪南市協働の指針（案）について説明。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員長 ただいま協働の指針について、これまでの検討の結果を説明いただきました。従来の協働の指針に新たに共に創造するという共創の概念を取り入れて今回改定ということになりました。</p> <p>この指針について、部会で検討いただきました。部会長を担っていただき副委員長から何かございましたらお願いします。</p> <p>副委員長（部会長） 部会での議論について、少しだけ補足をさせていただきます。</p> <p>部会では、まず指針を理解すること、そして、今回の議題である共創とは何かということを理解することにかかり時間をかけました。</p> <p>その上で共創の考え方を5ページに分かりやすく図を入れていただいておりますが、これをどのように指針に盛り込むかということも議論しました。表記の仕方を協働・共創にするのか、若しくは協働（共創）にするのかというような話からしていました。しかしそのようにしてしまうと、5ページの図にある協働と共創の関係とは少し違うイメージを読み手に持たれるのではないかとということで、あえて協働と共創の並列や括弧書きにすることはやめることになりました。その上で重要な点は、やはり新しい価値や事業を創造したり、構築したりすることであると理解し、各章の事例や説明文の部分に価値を作る目標をみんなで決めるというような表現しました。</p> <p>また、必要な取組を自分たちで作りに出せるという形で、少し柔らかい言葉で記載していこうと最終結論になり、このような案ができました。</p>

委員長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
協働の考え方は、本市の自治基本条例の中にもきちんと規定されているように、本当にこれからの阪南のまちづくりも行政だけ、市民だけが何かをするということではなく、それぞれの力を上手に組み合わせてより良いまちにしていくことが必要です。そのようなことを考えて、自治基本条例において協働の条文も入っていますし、この協働の指針もできていると思います。
今回は特に総合計画で強調されている共に創るという共創、コ・クリエーションという言葉積極的に入れていこうということで改定を進めてきてきました。ただ、共創は言葉の通りですが、実は協働の考え方と基本的には同じ内容を持っているということ。ただし協働の中でも特に新しく何かを生み出していくという部分が強調されているのが、おそらくこの共創という考え方の大きな特徴かなと思っています。
そのような部分を、これから進めていくまちづくりの中で大きく取り上げていきたいという趣旨での改定と考えています。この共創の考え方を協働の中にきちんと位置付けて、協働を進めていく中で共創ということにも大いに注意を払い、あるいは活用して進めていくため、協働の指針を作成してきたということです。この協働の指針（案）について、各委員から質問あるいは意見ありましたらいただければと思います。

各委員 意見なし

委員長 もともと立派な理念が並んでいたところに、さらに充実させたということで、特にご意見はなかなか付け加えにくいかなと思っています。特にご意見無いようでしたら、当委員会としてこの内容をもって、市へ提出させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 了承

委員長 それでは、皆様方の承認をいただきましたので、協働の指針に関しては本案をもちまして私たちの結論とさせていただきます。またこの間、部会の皆様にご苦勞をおかけしたことを改めて御礼を申し上げます。それでは本日の次第3阪南市協働の指針（案）については以上とさせていただきます。
続きまして次第4阪南市自治基本条例・阪南市市民参画手続条例に基づく取り組み状況調査について、事務局から説明をお願いします。

【阪南市自治基本条例・阪南市市民参画手続条例に基づく取り組み状況調査について】

事務局 資料2に基づき、阪南市自治基本条例・市民参画手続き条例に基づく取り組みの状況について説明。

（推進委員からの意見、質疑・応答）

委員長 ただいま条例に基づいて、これまで市として取り組んできている状況を報告いただきました。この取組状況について各委員からご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

副委員長 3つ目の会議の公開状況について、会議は公開しているが会議録が公表できていない、会議は公開しているが周知ができてないという部分は、もう少しきちんと取り組んでいただきたいです。

委員長 ただいまご注意いただいた点、ぜひそれぞれのご担当にお伝えいただければと思います。よろしく申し上げます。その他いかがでしょうか。

委員 委員会の定数に対して市民公募が非常に少ないです。例えば、自治基本条例の場合、定数は12人で、そのうち市民公募委員が5人ということで全体的に見ると公募人数が少ないですが、今後公募人数を増加していく予定はあるのでしょうか。また、パブリックコメントについて、件数も少ないですが、出された意見を行政としてどのように理解し反映しているのかについてもお聞きしたいと思います。さらに、先ほどの協働の指針をどのように具体化していくつもりなのか少し見解をお聞きできればと思います。

事務局	<p>まず、1点目の市民委員の割合の話ですが、各それぞれ委員会については条例や規則で委員の構成を規定している委員会が多数あります。当然規定していない委員会もありますので、その辺の割合の増加は、今後行政の中で考えていかなければならないかなと思っています。</p> <p>次にパブリックコメントについて、行政としての考え方を述べさせていただいて、原案通りとしているケースがほとんどであったと記憶しています。中にはご意見をいただいて修正した案件もありますが、大半は原案通り進んでいるものが現状であったと認識しています。</p> <p>最後に、協働の指針の策定後の取扱いについて、全庁的に共有を行うとともに、市が取り組む事業についても、協働の指針を意識していく必要があると考えています。また、行政のみならず、市民の方も含め、みんなで協働のまちづくりを進めていくための共通のルールブックのような形で用いていきたいと考えています。</p>
委員	<p>この協働の指針について、答申を受けて行政の意気込みといいますか、どのような取り組みをしていくのかとお聞きしたいです。</p> <p>次に、パブリックコメントでコミュニティバスの件ですが、コメント人数3人、件数3件となっています。30日以上募集期間を設け、なおかつ広報誌や市のウェブサイトでも周知してもこれだけの件数しかないということで、これはもう行政の責任だと思えます。</p> <p>この件については、何度か各地域で住民説明会を行っておられました。その中でもいろいろ意見が出されていましたが、最終的には結論ありきで説明会が終わっていました。そのようなことで、パブリックコメントで意見を述べても、結論ありきで実施されることを住民の方々が説明会で感じたので件数も少ないと思えます。</p> <p>これは余談になりますが、一つの地域でデマンド的な試行をされました。試行するということは、結果が良ければ実施に移すということで解釈していますが、行政は違うのでしょうか。今回のデマンドのアンケートでも、デマンドバスについて、よかったですか、悪かったですか、を聞かれ、今後実施していけばいいと思えますか、という項目がありませんでした。</p> <p>そのデマンドも市の財政を使用して実施しているわけですから、何のために実施したかということを含めて考えてもらいたいと思えます。</p>
事務局	<p>まず1点目の、協働の推進については、前回の自治基本条例の見直しの中で、新たに第20条として位置付けを行いました。それをさらに具現化をするということで、今回新たに共創の視点も取り入れ、協働を進めるということで、指針の策定をしていくことになりました。今後、住民自治を進める上で、改めて協働の原則が重要であると伝えしていかなければならないと思っています。これらを大事にした上で地域づくりを進めていくということで、今回策定いただいた指針をもとに、さらに進めていきたいと考えています。</p> <p>あと2点目のパブリックコメントについては、当然ながらいただいた意見の中で適切な意見は反映できるようにしなければならないとは思っています。このように意見をいただき原案を変更していく時には、一般的に公開させていただき、どこが変更した部分が分かるようにしています。</p> <p>デマンド交通についてですが、検証した結果、どうであったのかということを確認させていただいた後に、前向きに進めるのか、やはり时期的に早いのかというような判断になろうかなと思っています。その辺はまだ結論が出ていないのではと思っています。</p>
委員長	<p>先ほどの説明にもありましたが、協働の指針をどのように実現していくのかは、自治基本条例の重要な項目でもあります。したがって、今後の取組状況の報告等の中でも、この協働の取り組みが全市的にどのように進んでいったのか、この辺りも工夫して報告をいただけるような方向も一つ考えていただくとありがたいと思っています。</p> <p>またパブリックコメントについては、報告いただいたのは全体の数でしたが、先ほどのご質問にもありましたようにパブリックコメントに応じて、原案の修正等もあろうかと思えます。そのような事例についても、紹介していただければ理解が深まりやすいと思っておりますので、この辺りは丁寧に進めいただければと思います。</p>
委員	<p>私は以前から当委員会の委員にも若い年代の方に出ていただきたいと思っています。これからのまちづくりを担っていく、若い人の意見を聞く機会が増えていけばいいと思います。</p>

委員長	<p>今後の当委員会運営や各種審議会、あるいはパブリックコメントに際しても若い方のご意見が積極的に出てくるような工夫をしていただきたいとの意見でした。今すぐとは中々難しいですが、ぜひ実現に向けて、ご尽力をいただければと思います。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
委員	<p>デマンドタクシーは結果ありきだったのでしょうか。せっかくアンケートを提出したのに、それが始まるからという結果が決まっているのであれば困るなと思います。私はぜひ実現していただきたいと思ってアンケートを回答したので。</p>
事務局	<p>答えられる範囲の中となりますが、あくまで実証実験を行ったところだと思えます。そのため、結果をしっかりと検証して阪南市で実行できるのか、また時期尚早なのかを検討していくことになるのではと思っています。デマンドについては、まだ終了したわけではなく、現在は研究・検討中というところかと思えます。</p>
委員	<p>実証実験は良いことです。通常、試して行ったら、結果が良ければ実施することが常識です。しかし先ほど研究中と述べられました。阪南市の欠点は、研究した結果、それを取り組まないところです。したがって、研究した結果、いつから実施なのか、そもそもしないのか、その結論はいつ出ますか。出ないでしょう。最初から実施する予定が無いですね。少し厳しい言い方になりますが、デマンドについては続けて研究してください。</p>
事務局	<p>今回のこの実証実験が、どのぐらいの方からよかったなとか、もう少しこうしなければ使いにくい、というような多くのデータを採取しなければならないので、様々な各種団体の方にできるだけ使用していただき、意見を多く集めたいと考えています。</p> <p>そのような点を踏まえ、料金の問題等様々な部分を検討しながら、どうしていけば行政としてこれを取り入れていけるのかという中で、実証実験に至ったと思っています。その辺りをご理解いただけたらありがたいです。</p>
委員	<p>私たちの地域でらくらく送迎という玄関から玄関へ送り届ける事業に取り組んでいます。今度のデマンドの実験は、地域が異なるが非常に興味関心があります。できれば阪南市全域に広げていただきたいという希望を持っているわけです。ただ、私がこのようなことを述べるのはおこがましいですが、阪南市の財政から考えて、これを研究した結果、実施しますという結論がどのように考えても出てこないと思います。</p>
委員長	<p>ただいまのようなご意見があったことを、行政としてしっかりと議論いただければと思います。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは阪南市自治基本条例・阪南市市民参画手続条例に基づく取組状況調査については、実施状況の報告をいただいたということで審議は終了させていただきたいと思います。</p> <p>本当にいろいろと貴重なご意見をいただいて参りましたが、本日予定しておりました案件については以上にさせていただきたいと思います。</p> <p>協働の指針については、市民の方々にもご理解いただいて、具体的に協働が進んでいくような姿を作っていかなければ意味がないということで、お話をいただきました。ぜひしっかりと受けとめて、指針の内容を市政運営や施策、事業の中で実現していけるように、また、市内の各種団体、事業者や市民の方々に指針の考え方が浸透し、取組に活用されたり、関心を深めていただくような状況を作り上げていただきたいと思います。</p> <p>また、自治基本条例や市民参画手続条例に基く取組状況の報告をいただきました。これも各委員からご意見がありましたが、形式的な報告に終わってしまっているということでした。今後、もう少し取組の実情や改善するなどの議論ができるような報告になるよう工夫していただければと思います。その上で、パブリックコメントのあり方、あるいは市民委員が入る委員会や審議会についても、新たなあり方を考えていただくこともできるかと思えます。加えて、それに応じて、会議の公開等も積極的に進んでいくことにもつながるのではないかと思います。その内容が、多くの市民に知られていけば関心も高まり、パブリックコメントの件数が増加したり、公募市民委員の応募数が増加したりするような状況をぜひ作</p>

委員長	<p>り出していただければと思います。</p> <p>それに際しても、先ほどありましたように様々な市民参画や協働の機会に色々な世代の意見を積極的に取り入れていく工夫をお願いします。また最近ではジェンダーバランスなどもありますので、そのようなところにも留意されて今後の市民参画・協働の推進に取り組んでいただき、色々な市民の声が市政に反映されるよう工夫していただければと思います。</p> <p>それでは、もう1点としてその他があります。事務局から説明をお願いします。</p>
【その他について】	
事務局	任期について説明。
委員長	<p>ただいまの説明にありましたとおり、本日で第6期の推進委員会の皆様方と議論をするのは最後ということになります。この機会に各委員から任期を終えるに当たりまして、一言ご挨拶いただければと思います。</p> <p>大変恐縮ですが、順番に時計回りでお願いできますか。</p> <p>(推進委員からの挨拶)</p>
委員	<p>私は令和4年4月から当委員会に参加させていただいております。市民活動センターとしてのあり方というところが多く出てくると思いますが、中間支援組織という非常に重要な機関であることを再認識し、さらに責任感を持って取り組んでいきたいと思っております。皆さんがおっしゃるように、さらに市民の声を集めてつないでいく役目をしっかりしていきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
委員	<p>共創という考え方といいますか、役所から与えられたものを団体が受け身になって進めていくということではなく、当初から積極的に相談やコミュニケーションを図りながら新たな事業を進めて行こうとする方向性を打ち出されました。この考え方について非常に良いことだと思えました。ありがとうございました。</p>
委員	<p>私自身も高齢ですが、これから高齢化が徐々に進行していき、認知症になる人も次第に増加していきます。そのような方が出ないように、仮に出てもその症状を進行させないために、どうしていかなければならないのかと考えたとき、それはやはり地域のまちづくりだと思っております。</p> <p>地域の集える場所が重要だと考え、私たちも地域包括支援センターやクリニック、薬局など様々な方々を巻き込んで、協議会を作り、認知症の方を見守るようなことを進めています。</p> <p>先ほど少し厳しく発言してしまいましたが、やはり地域ではそのような現実を抱えているわけです。そのため通り一遍でというわけにはいきません。</p> <p>そのようなことも含めて、今後も住んでよかった阪南市、これからも住みたい阪南市をめざして頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
委員	<p>当委員会に出席させていただくまで、この自治基本条例のことをあまりよく知らなかったまま、参加させていただいておりました。多くの方や著名な方々が、多くの時間をかけて作り上げてきたものだということが非常によくわかりました。これを機に他の人に説明できるようになったかなとは思っています。まだまだ、条例を知らない方もかなりいらっしゃると思うので広めていけたらいいなと思っております。このような機会を与えてくださったことをとても感謝しております。ありがとうございました。</p>
委員	<p>難しい会議であるなと思いつつながら、参加させていただきました。事務局が色々な資料を用意してくださったので、私たちも意見を言いやすかったです。この素晴らしい自治基本条例が絵に描いた餅ではなく、阪南市内のあちこちで実行されて本当に住みよい阪南市になればいいなと思っております。ありがとうございました。</p>
委員	<p>協働や共創は、市にとって非常に難しい仕事だと思っております。協働や共創はなかなかすぐにはできないことだと思っております。ただ、これを機会に色々なことを考えていきたいなと思っております。ありがとうございました。</p>
委員	<p>先ほど述べられたように、市民にどれだけ知っていただくかが最も重要だと思っております。市民に参加していただいて、新しい協働を意識づけていく必要があります。また、市民参画でも、若い方に入っていただき、意見を出してもらうことも併せて意識していく必要があると思っております。今後も市民協働に取り組んでいく際には、そのようなことも少し意識をしていただければと思います。ありがとうございました。</p>

副委員長 (部会長)	協働の指針のこともそうですが、案の作成や事業の検証は非常に重要なことですし、行政としてそれに力を入れていることも非常にわかるのですが、やはり課題を解決していくにあたり、もう少し速やかに取り組んでいくことを意識していただければ、さらに事業が展開しやすく、住みやすくなるのではないかと本日の話を聞きながら思っていました。少し本日の会議の趣旨から外れたかもしれませんが、どうしても言いたいなと思いましたので発言させていただきました。ありがとうございました。
委員長	<p>ありがとうございました。本当に委員の皆さんのおかげで、充実した委員会を持つことができました。</p> <p>この第6期でいえば、やはり条例の検証という非常に大きな作業をやっていただきました。慎重に議論をいただいて現状のままというようなどころだったのですが、同時にこのような検証の作業を丁寧に行ってこそ、条例が現在、そしてこれから生きていくことになるのだらうと思っています。条例の意義あるいはその価値をこの委員会だけではなく、広く市民の皆様にも知っていただく必要があります。まだまだ私たちの努力も足りませんし、市の姿勢としても条例を市民の皆様の方に刻んでいただけるよう、今後さらにご尽力をいただかなければならないと改めて思っております。</p> <p>その点では、協働の指針について、今後、具体的にどう実現をしていくのかを実施計画レベルに落とし込んでいただき、協働を全庁的に推進していく工夫もしていただければと思います。阪南市が、協働と参画を大きく進め、自治の原理原則に立ったまちづくりが進んでいく姿を私たちも期待したいです。</p> <p>これからの阪南市がこの自治基本条例や関連する条例、あるいは政策計画に基づいて、自治のまちをさらに発展させ、このまちに住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるようなまちになっていくということ自体が、自治基本条例の大きな狙いでもあります。皆さんの力を協働で集め、新しいものを一緒に作り上げつつ、それに多くの市民の参加を経て実現していく姿を期待させていただき、感想を終えたいと思います。</p> <p>本当にこの間、委員の皆様には熱心にご議論をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます、この第6期での私の役割を終えたいと思います。ありがとうございました。</p>
司会	<p>ありがとうございました。以上で、本日予定しておりました案件についてはすべて終了いたしました。</p> <p>2年間という限られた期間ではありましたが、多くの議論をいただき本当にありがとうございました。これにて第6期阪南市自治基本条例推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>